

引っ越しガイド

春は転勤や就職、進学などの季節です。
 今月は、引っ越しの際のごみの処理方法や、主な手続きを紹介します。

ごみの処理方法

注意! 以下のゴミは、ごみステーションに出せません!

排出禁止物	回収方法	備考
家電4品目 ・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式) ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン 	・「家電販売店」または「家電回収協力店」に収集を依頼する。 ・家電メーカーが指定する「指定引取場所」に直接持ち込む。	・収集運搬料金およびリサイクル料金が掛かります。 ・指定引取場所に持ち込む場合は、事前に郵便局でリサイクル料金を振り込んでください。
パソコン(デスクトップ・ノート型) ※ディスプレイ、マウス、キーボードなどを含む	「パソコンリサイクル参加メーカー」に回収の申し込みをする。	「PCリサイクルマーク」が付いているものは無料回収、付いていないものは有料回収です。 
危険物・処理困難物 ・注射針、プロパンガスボンベ、消火器 ・タイヤ、バッテリー など	「販売店」や「専門業者」へ問い合わせる。	・原則として自分で引き取り先まで運ぶ必要があります。 ・有料のものもあります。
大型ごみ ・家具、寝具、自転車、スキー、家電4品目を除く家電製品 など	「大型ごみ収集センター」に電話で申し込む。 (☎281-8153、9:00~16:30(土・日曜、祝・休日も受け付け)、耳などの不自由な方はFAX281-4622)	・収集日は区によって異なります(清田区は月曜日、申し込みは前週の木曜日まで)。 ・種類によって処理手数料が異なります。

詳細は「ごみ分けガイド」P17~P20(大型ごみ)、P36~P38(大型ごみ以外)でご確認ください。

ひとくちメモ 家庭から出る引っ越しごみなどの「一時的な多量ごみ」を一度に処理したいとき…

回収方法	備考
・自分で清掃工場などの処理施設に運ぶ。 ・(財)札幌市環境事業公社(☎219-5353)に回収を依頼する。	いずれの場合も処理手数料が掛かります。

詳細は「ごみ分けガイド」P39でご確認ください。



「ごみ分けガイド」は区役所1階33番窓口パンフレットコーナーに置いてあるよ!!

きよっち

市税事務所などでの主な手続き

		転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	転居(市内での異動)	受付窓口
市 税	固定資産税	土地・建物などの所在地 [※] の市町村へ住所変更の連絡をしてください。			※所在地が清田区の場合 南部市税事務所(豊平区平岸5条8丁目2-10)4階 ☎824-3917(土地)、824-3918(家屋)
	軽自動車	廃車の手続き 印鑑、運転免許証、ナンバープレート、標識交付証明書	新たに登録手続き 印鑑、運転免許証、前市町村交付の廃車証明書	標識交付証明書の住所変更の手続き 印鑑、運転免許証、標識交付証明書	中央市税事務所(中央区北2条東4丁目サッポロファクトリー2条館4階) ☎211-3076
	軽自動車	転出先の軽自動車協会の手続き		札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目1-20 ☎768-3955)で手続き	
	税	小型二輪車(250cc超)	転出先の運輸支局の手続き		札幌運輸支局(東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001)で手続き

広告

(注)青字は届け出の際に必要なもの